



熊本県公報

第12989号
令和2年(2020年)
12月25日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○道路の供用開始	(道路保全課)	1
○道路の供用開始	(〃)	2
○熊本県資源管理方針の改定	(水産振興課)	2
○知事管理漁獲可能量の設定	(〃)	5
○道路の供用開始	(道路保全課)	5
○道路の供用開始	(〃)	6
○令和2年度(2020年度)予算の要領	(財政課)	6
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	25

公 告

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	26
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	26
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	26
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	26
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	27
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	27
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	27
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課)	27
○農用地利用配分計画の認可	(〃)	28
○農用地利用配分計画の認可	(〃)	29
○農用地利用配分計画の認可	(〃)	29
○農用地利用配分計画の認可	(〃)	30

登 載 依 頼

○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(学校人事課)	32
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	33
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(〃)	36
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	37
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(〃)	40
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	41
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(〃)	44
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	45
○県立中学校及び特別支援学校用インターネット通信回線及びコンテンツフィルタ運用業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育政策課)	49
○県立中学校及び特別支援学校用インターネット通信回線及びコンテンツフィルタ運用業務に係る一般競争入札の実施	(〃)	49
○熊本県有明海区におけるアサリの採捕制限に関する指示の廃止	(有明海区漁業調整委員会)	53
○定時登録における直接請求の連署基準数	(選挙管理委員会)	53
○定時登録における直接請求の連署基準数	(〃)	54
○海区漁業調整委員会の直接請求に係る連署基準数	(〃)	54

告 示

熊本県告示第931号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の

供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)12月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	津留鹿本線	山鹿市鹿本町御宇田字陳ノ上 1662番地先から 同所 1652番1地先まで	180.0	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)12月25日

熊本県告示第932号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)12月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	日田鹿本線	山鹿市菊鹿町矢谷字上威 1160番22地先から 同所 1173番1地先まで	149.7	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)12月25日

熊本県告示第933号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定により熊本県資源管理方針(令和2年(2020年)熊本県告示第872号の2)の一部を次のように改定し、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和2年(2020年)12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県において、資源管理を行うための方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年(2018年)の生産量で約6.8万トン、生産額は約380億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約5.4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法(以下「法」という。)第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産

資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

- 2 留保枠の設定
年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

- 3 数量の融通
年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するとともに、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 特定水産資源
特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定の公表とともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

- 2 特定水産資源以外の水産資源
特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。定めるに当たって必要な資源評価が行われ法第11条第2項は、当該資源評価が行われる間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定するとする。また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定の公表とともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

- 3 漁業者自身による自主的な取組
知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定の公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

- 1 漁獲量等の情報の収集
(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業者が義務付けられているこれらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用して情報収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することによる漁獲量等の収集と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

- 2 資源管理の進め方
新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上

で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び熊本県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 熊本県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-2 まいわし対馬暖流系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県まあじ知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1項に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

イ 小型まき網漁業（熊本県漁業調整規則（令和2年熊本県規則第51号。以下「規則」という。）第4条第1項第3号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

ウ 敷き網漁業（規則第4条第1項第11号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

エ 定置漁業（法第60条第3項に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

オ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を熊本県まあじ知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：船舶の隻数（定置漁業においては、漁具の数））
中型まき網漁業	10
小型まき網漁業	11
敷き網漁業	60
定置漁業	2

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県まいわし知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業

イ 小型まき網漁業

ウ 敷き網漁業

エ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地があ

- る者がまいわしを採捕する漁業
③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を熊本県まいわし知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：船舶の隻数）
中型まき網漁業	10
小型まき網漁業	11
敷き網漁業	60

熊本県告示第934号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における同項に規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度（令和3年（2021年）1月1日から令和3年（2021年）12月31日までの期間をいう。）における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県まあじ知事管理区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県まいわし知事管理区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

熊本県告示第935号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年（2020年）12月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	碓石中田線	天草市新和町碓石字雁山口 2134番3地先から 天草市新和町碓石字平山 1724番1地先まで	240.0	防交安 (改築)
		天草市新和町碓石字平山 1673番1地先から 同所 1682番2地先まで	60.0	

2 供用を開始する期日 令和2年（2020年）12月25日

熊本県告示第936号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年（2020年）12月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字竹迫 4688番62地先から 同所 4576番地先まで	390.0	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 令和2年（2020年）12月26日**熊本県告示第937号**

令和2年度（2020年度）熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和2年11月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和2年度熊本県一般会計補正予算（第12号）

令和2年度熊本県の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,791,857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,083,020,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		269,580,813	10,262,695	279,843,508
	1 国庫負担金	69,759,816	694,662	70,454,478
	2 国庫補助金	197,414,788	9,562,158	206,976,946
	3 国庫委託金	2,406,209	5,875	2,412,084
2 財産収入		1,271,239	392	1,271,631
	1 財産運用収入	809,656	392	810,048
3 繰入金		49,548,479	396	49,548,875
	1 基金繰入金	49,109,248	396	49,109,644
4 繰越金		2,127,391	2,069,127	4,196,518
	1 繰越金	2,127,391	2,069,127	4,196,518
5 諸収入		113,951,178	21,247	113,972,425
	1 雑入	9,585,695	21,247	9,606,942
6 県債		127,227,000	9,438,000	136,665,000
	1 県債	127,227,000	9,438,000	136,665,000
歳 入 合 計		千円 1,061,228,283	千円 21,791,857	千円 1,083,020,140

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		45,890,930	981,323	46,872,253
	1 総務管理費	11,497,327	706,890	12,204,217
	2 企 画 費	12,907,139	2,865	12,910,004
	3 徴 税 費	7,088,965	260,000	7,348,965
	4 防 災 費	1,550,638	11,568	1,562,206
2 民 生 費		144,032,812	366,355	144,399,167
	1 社会福祉費	75,754,505	336,802	76,091,307
	2 児童福祉費	40,022,809	29,553	40,052,362
3 衛 生 費		82,005,629	7,365,386	89,371,015
	1 公衆衛生費	66,086,499	7,195,948	73,282,447
	2 環境衛生費	12,053,677	163,553	12,217,230
	3 医 薬 費	2,243,401	5,885	2,249,286
4 農 水 産 業 林 費		86,903,082	679,211	87,582,293
	1 農 業 費	26,225,096	33,281	26,258,377

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	3,985,597	22,195	4,007,792
	3 農地費	23,574,917	410,650	23,985,567
	4 林業費	26,681,763	213,085	26,894,848
5 土木費		111,958,022	5,197,100	117,155,122
	1 河川海岸費	41,818,417	5,197,100	47,015,517
6 警察費		40,279,997	412,325	40,692,322
	1 警察管理費	35,869,627	408,114	36,277,741
	2 警察活動費	4,410,370	4,211	4,414,581
7 教育費		145,841,804	369,600	146,211,404
	1 教育総務費	33,534,371	274,600	33,808,971
	2 中学校費	22,035,803	3,000	22,038,803
	3 高等学校費	30,776,362	74,000	30,850,362
	4 特別支援学校費	14,370,010	18,000	14,388,010
8 災害復旧費		85,232,353	6,420,557	91,652,910
	1 総務災害復旧費	1,907,304	178,755	2,086,059

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 農林水産業 災害復旧費	23,810,277	129,580	23,939,857
	3 商工災害 復旧費	24,639,917	10,975	24,650,892
	4 土木災害 復旧費	29,378,299	5,848,894	35,227,193
	5 教育災害 復旧費	2,968,579	252,353	3,220,932
歳 出 合 計		1,061,228,283	21,791,857	1,083,020,140

第2表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,258
	1 議 会 費	1,258
2 総 務 費		1,973,051
	1 総 務 管 理 費	1,192,492
	2 企 画 費	365,704
	3 防 災 費	414,855
3 民 生 費		2,032,183
	1 社 会 福 祉 費	2,032,183
4 衛 生 費		1,623,638
	1 公 衆 衛 生 費	1,237,314
	2 環 境 衛 生 費	380,439
	3 医 薬 費	5,885
5 労 働 費		146,035
	1 職 業 訓 練 費	146,035
6 農 林 水 産 業 費		41,970,000
	1 農 業 費	4,991,000
	2 畜 産 業 費	756,000
	3 農 地 費	14,453,000

款	項	金 額
	4 林 業 費	千円 19,549,000
	5 水 産 業 費	2,221,000
7 商 工 費		473,000
	1 工 鉱 業 費	128,500
	2 観 光 費	344,500
8 土 木 費		78,624,000
	1 土 木 管 理 費	484,000
	2 道路橋りょう費	35,770,000
	3 河 川 海 岸 費	31,526,000
	4 港 湾 費	2,360,000
	5 都 市 計 画 費	7,614,000
	6 住 宅 費	870,000
9 警 察 費		88,763
	1 警 察 管 理 費	61,988
	2 警 察 活 動 費	26,775
10 教 育 費		5,861,198
	1 教 育 総 務 費	33,310
	2 中 学 校 費	627
	3 高 等 学 校 費	2,799,677

款	項	金 額
	4 特別支援学校費	千円 2,067,012
	5 社会教育費	816,773
	6 保健体育費	143,799
11 災害復旧費		76,966,070
	1 総務災害復旧費	1,403,386
	2 民生災害復旧費	2,039,381
	3 農林水産業 災害復旧費	19,550,000
	4 商工災害復旧費	24,464,337
	5 土木災害復旧費	27,151,000
	6 警察災害復旧費	51,795
	7 教育災害復旧費	2,306,171
合 計		209,759,196

第3表 債務負担行為補正		
1 追 加		
事 項	期 間	限 度 額
1 熊本地震犠牲者追悼式開催業務	令和3年度	千円 4,551
2 行政職員初任者研修バス等賃借	令和3年度	2,300
3 広報関係業務	令和3年度	67,465
4 首都圏広報業務	令和3年度	10,068
5 旅券発給業務	令和3年度	17,969
6 くまモン利用許諾審査業務	令和3年度	23,554
7 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	令和3年度	132,954
8 保健・医療・福祉関係業務	令和3年度	265,475
9 子ども・若者総合相談センター運営業務	令和3年度 ～令和5年度	61,491
	年次別内訳	
	令和3年度	20,497
	令和4年度	20,497
	令和5年度	20,497
10 総合福祉センター管理運営業務	令和3年度 ～令和5年度	137,805
	年次別内訳	
	令和3年度	45,935
	令和4年度	45,935
	令和5年度	45,935
11 応急仮設住宅賃借	令和3年度	128,604

事 項	期 間	限 度 額
12 環境センター管理運営業務	令和3年度 ～令和5年度	千円 68,475
	年次別内訳	
	令和3年度	22,825
	令和4年度	22,825
	令和5年度	22,825
13 海域水質環境調査業務	令和3年度	18,152
14 しごと相談・支援センター関係業務	令和3年度	10,088
15 障がい者特別委託訓練業務	令和3年度 ～令和4年度	9,450
	年次別内訳	
	令和3年度	4,725
	令和4年度	4,725
16 就職氷河期世代活躍促進事業	令和3年度	29,911
17 阿蘇火山活動営農対策降灰分析調査業務	令和3年度	2,444
18 農業生産基盤整備事業	令和3年度	200,000
19 積算基礎資材単価調査業務	令和3年度	35,000
20 生食用力キ検査業務	令和3年度	3,896
21 水産環境整備事業	令和3年度	230,000
22 漁港建設管理費	令和3年度	10,230
23 漁港施設機能強化事業	令和3年度	120,000
24 水産物供給基盤機能保全事業	令和3年度	354,000
25 水産生産基盤整備事業	令和3年度	100,000

事 項	期 間	限 度 額
26 くまモン隊管理運営事業	令和3年度	千円 186,697
27 くまモンスクエア管理運営業務	令和3年度 ～令和5年度	18,027
	年次別内訳	
	令和3年度	6,009
	令和4年度	6,009
28 伝統工芸館管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	395,947
	年次別内訳	
	令和3年度	78,326
	令和4年度	78,326
	令和5年度	78,326
	令和6年度	82,643
	令和7年度	78,326
29 観光統計パラメータ調査事業	令和3年度	4,266
30 庁用自動車賃借	令和3年度	3,908
31 建設単価調査業務	令和3年度	34,081
32 建設産業若手人材確保対策事業	令和3年度	15,000
33 道路維持費	令和3年度	177,000
34 道路新設改良費	令和3年度	473,500
35 河川掘削事業費	令和3年度	71,000
36 港湾建設費	令和3年度	900,000
37 ほほえみスクールライフ支援事業	令和3年度	87,139
38 熊本時習館特別支援相談員派遣事業	令和3年度	4,654

事 項	期 間	限 度 額
39 熊本時習館海外チャレンジ推進事業	令和3年度	千円 12,087
40 県民総合運動公園管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	2,355,500
	年次別内訳	
	令和3年度	471,100
	令和4年度	471,100
	令和5年度	471,100
	令和6年度	471,100
	令和7年度	471,100
41 藤崎台県営野球場管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	204,270
	年次別内訳	
	令和3年度	40,854
	令和4年度	40,854
	令和5年度	40,854
	令和6年度	40,854
	令和7年度	40,854
42 県立総合体育館管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	753,645
	年次別内訳	
	令和3年度	150,729
	令和4年度	150,729
	令和5年度	150,729
	令和6年度	150,729
	令和7年度	150,729
43 総合射撃場管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	200,680
	年次別内訳	
	令和3年度	40,136
	令和4年度	40,136
	令和5年度	40,136
	令和6年度	40,136
	令和7年度	40,136
44 県営八代運動公園管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	408,475
	年次別内訳	
	令和3年度	81,695
	令和4年度	81,695
	令和5年度	81,695
	令和6年度	81,695
	令和7年度	81,695

事 項	期 間	限 度 額
45 熊本武道館管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	千円 159,945
	年次別内訳	
	令和3年度	31,989
	令和4年度	31,989
	令和5年度	31,989
	令和6年度	31,989
	令和7年度	31,989
46 給食業務	令和3年度 ～令和5年度	67,344
	年次別内訳	
	令和3年度	22,448
	令和4年度	22,448
	令和5年度	22,448

2 変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 児童家庭支援センター 運営業務	令和3年度 ～令和4年度	千円 72,956	(補正前に同じ)	令和3年度 ～令和5年度	千円 110,256
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和3年度 令和4年度	36,478 36,478		令和3年度 令和4年度 令和5年度	49,178 48,778 12,300
2 警察関係業務	令和3年度 ～令和5年度	746,012	(補正前に同じ)	令和3年度 ～令和5年度	1,416,997
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和3年度 令和4年度 令和5年度	650,058 47,977 47,977		令和3年度 令和4年度 令和5年度	1,238,543 130,477 47,977
3 県有施設等管理業務	令和3年度 ～令和7年度	7,839	(補正前に同じ)	令和3年度 ～令和7年度	3,323,476
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	4,061 1,282 1,152 1,152 192		令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	2,849,363 221,768 221,669 15,818 14,858
4 情報処理関連業務	令和3年度 ～令和9年度	2,011,366	(補正前に同じ)	令和3年度 ～令和9年度	2,526,438
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	554,816 388,591 230,250 230,250 226,459 185,000 196,000		令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	797,242 451,027 290,310 290,310 286,519 215,030 196,000
5 事務機器等賃借	令和3年度 ～令和10年度	4,769,634	(補正前に同じ)	令和3年度 ～令和10年度	5,363,881
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	856,177 898,224 890,964 862,075 748,826 298,008 145,607 69,753		令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	922,712 1,016,516 1,008,364 978,375 868,260 354,294 145,607 69,753

第4表 地方債補正

I 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
鉄 道 施 設 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	千円 178,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農地防災国庫補助事業費	千円 735,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 922,000			
治山国庫補助事業費	5,403,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	5,456,000			
河川国庫補助事業費	2,264,000	融機構、会社、	利率見直	均等償還又は	3,966,000			
漁港災害現年発生国庫補助事業費	16,000	その他	し方式で	元金均等償還、	63,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	7,135,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ	満期一括償還	7,278,000			
教育施設現年発生国庫補助事業費	536,000	は証券発行(他	ついで、	ただし、県	618,000	(補正前に同じ)		
公共土木直轄災害復旧事業負担金	1,201,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	6,566,000			
単県治山事業費	814,000	体との共同発	直しを行	より、繰上償	850,000			
単県河川整備事業費	6,315,000	行を含む。)	った後に	還をなし、又	7,122,000			
単県砂防整備事業費	1,393,000	(その他)	おいては、	は借換えをす	2,117,000			
観光施設現年発生単県災害復旧事業費	10,000	工事その他	当該見直	ることができる。	20,000			
公共土木現年発生単県災害復旧事業費	1,700,000	の都合により、	し後の利		1,804,000			
		一部又は全部	率)					
		を翌年度以降						
		に繰り下げて						
		借り入れるこ						
		とができる。						
		発行価格が						
		額面金額を下						
		回るときは、						
		その発行差額						
		をうめるため						
		必要な金額を						
		加算した額を						
		限度額とする						
		ことができる。						
計	27,522,000				36,782,000			

令和2年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

令和2年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円
		531,000
	1 港 湾 費	531,000
合	計	531,000

第2表 債務負担行為補正		
1 追 加		
事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和3年度	千円 17,771

2 変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
物流拠点機能向上事業 (小口貨物取扱施設) 八 代 市	令和3年度 ～令和4年度	千円 400,000	(補 正 前 に 同 じ)	令和3年度	千円 456,600
	年次別内訳				
	令和3年度	200,000			
	令和4年度	200,000			

令和2年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円
		400,000
	1 都 市 計 画 費	400,000
合	計	400,000

令和2年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和2年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道水質法定検査業務	令和3年度	千円 6,163
球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	令和3年度	5,676
八代北部流域下水道水質法定検査業務	令和3年度	5,602

令和2年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和2年度熊本県電気事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和3年度 ～令和7年度	千円 6,275
	年次別内訳	
	令和3年度	1,255
	令和4年度	1,255
	令和5年度	1,255
	令和6年度	1,255
	令和7年度	1,255
企業局所有施設等管理業務	令和3年度 ～令和5年度	48,730
	年次別内訳	
	令和3年度	14,179
	令和4年度	18,751
緑川第三発電所水車発電機等整備 事業	令和3年度 ～令和4年度	300,531
	年次別内訳	
	令和3年度 令和4年度	300,531

令和2年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和2年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和2年度熊本県工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 事業費	1,178,448千円	35,506千円	1,213,954千円
第1項 営業費用	1,101,237千円	35,506千円	1,136,743千円

令和2年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和2年度熊本県病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和3年度	千円 61,914
医事業務	令和3年度 ～令和5年度	88,827
	年次別内訳 令和3年度	29,609
	令和4年度	29,609
	令和5年度	29,609

熊本県告示第938号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年(2020年)12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

中津川1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	山鹿市	鹿北町岩野字中津川	2 8 7 8
2	〃	〃	2 8 6 5 - 1
3	〃	〃	2 8 6 1 - 1
4	〃	〃	2 8 4 0 - 1
5	〃	〃	2 8 5 1 - 2
6	〃	〃	2 8 5 8 - 2
7	〃	〃	2 8 5 8 - 1
8	〃	〃	〃

公 告

熊本県公告第764号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字大津字上鶴1528番1、同1529番、同1530番1及び同1531番2
4,598.72平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
山鹿市鹿本町下高橋154
F O U R ・ S E 株式会社

熊本県公告第765号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下六嘉字吐合1674番1
420.40平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字下六嘉1443番地1
山田 真由美

熊本県公告第766号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字群前2400番8
1,025.32平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津五丁目13番12号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第767号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下六嘉字尾ノ上3410番2
493.04平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡御船町大字滝川118番地1
立石 真一

熊本県公告第768号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市境目町字中島703番、同706番1、同706番2、同707番1、同707番2、同708番、同712番、同713番、同715番、同719番、同720番及び里道の一部
3,720.16平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区神園二丁目1番17号
大牟田管財合同会社

熊本県公告第769号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字向野1656番16及び同1656番261
374.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋2738番地22サクラージュⅡC棟101号
大田 純一

熊本県公告第770号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字輪渕2032番3、同2032番4、同2032番5及び同2034番14
487.96平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市七城町砂田689番地1企業従業員住宅B棟2号室
五十嵐 祐樹

熊本県公告第771号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字源海835番ほか536筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字蟬田425番ほか15筆
深水 慎吾	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字次郎丸679番1ほか5筆
株式会社すえ広ファーム	熊本市東区小山町	熊本市東区小山町2391番ほか10筆

山下 重義	熊本市東区新外	熊本市東区小山町2187番
岡松 明	熊本市東区戸島西	熊本市東区戸島町1616番
有限会社九州セレクト	熊本市東区戸島西	熊本市東区戸島町2129番1
有限会社松本農産	上益城郡山都町鶴ヶ田	熊本市東区戸島町2121番ほか3筆
渡辺 勝臣	上益城郡山都町市原	熊本市東区戸島町1497番ほか6筆
株式会社上村果樹園	熊本市西区河内町河内	熊本市西区松尾町平山字御陳場415番16ほか7筆
株式会社上村果樹園	熊本市西区河内町河内	熊本市西区河内町河内字白岩1064番ほか10筆
株式会社上村果樹園	熊本市西区河内町河内	熊本市西区河内町河内字迫1280番ほか3筆
中野 弘三	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸西無田町字宮田578番1
槌田 辰巳	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字宇土開3827番ほか14筆
熊本チャレンジ・ファーム株式会社	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字築添4009番ほか15筆
有限会社グリーンズ白石	熊本市南区孫代町	熊本市南区孫代町字中道念453番ほか13筆
有限会社グリーンズ白石	熊本市南区孫代町	熊本市南区孫代町字下道念704番
吉村 卓紘	熊本市南区奥古閑町	熊本市南区川口町字潟3708番2ほか2筆
中村 一隆	熊本市南区海路口町	熊本市南区川口町字六反田2362番1ほか1筆
農事組合法人火の君とよだ	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町東阿高字大根畑658番1ほか3筆
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町築地字内河内328番1ほか1筆
農事組合法人火の君とよだ	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町鰐瀬字北境ノ松2380番3ほか5筆
農事組合法人火の君とよだ	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町鰐瀬字東亀島2433番2
田中 誘一	熊本市北区植木町舟島	熊本市北区植木町舟島字年ノ神308番ほか9筆
平野 敏郎	熊本市北区植木町平井	熊本市北区植木町平井字大久保240番ほか2筆
春田 修一	熊本市北区植木町平井	熊本市北区植木町平井字井手上1475番ほか1筆
平野 敏郎	熊本市北区植木町平井	熊本市北区植木町平井字後田654番

2 認可年月日
令和2年(2020年)12月18日

熊本県公告第772号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
吉田 裕一	水俣市越小場	水俣市越小場字笠石1290番
農事組合法人人吉きのこ生産組合	人吉市中林町	人吉市上原田町字菖蒲字小園236番
迫田 一臣	人吉市上原田町牛塚	人吉市上原田町字牛塚字井川尻308番1ほか4筆
農事組合法人おこば	人吉市大畑麓町長谷川内	人吉市大畑麓町字下笹原4472番1ほか4筆
株式会社天草よかもん	上天草市大矢野町上	天草市有明町大浦字新地489番3ほか14筆
芹田 満	天草市亀場町食場	天草市本渡町本渡字中原1473番1ほか1筆
葉山 實	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下山口1069番
農事組合法人本渡山口の里	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字山ノ口1698番
淀川 洋一	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字山ノ口1714番3
株式会社小林青果	天草市今釜町	天草市新和町大多尾字山桃ノ木975番
金山 積	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字上新田1792番10
農事組合法人美農里かわうら	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字長深856番1
岩下 龍志	天草市天草町高浜南	天草市天草町高浜北字入角5558番3ほか3筆

2 認可年月日
令和2年(2020年)12月18日

熊本県公告第773号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
重元 一晃	宇土市走潟町	宇土市椿原町字古閑元197番
宮本 豊司	宇土市上綱田町	宇土市上綱田町字河原田285番1ほか1筆
古田 勝	宇土市赤瀬町	宇土市赤瀬町字黒尾1411番2
前田 幸治	宇土市下綱田町	宇土市下綱田町字山ノ神3284番37ほか5筆
村田 政明	宇土市下綱田町	宇土市下綱田町字松原3227番1
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟138番ほか2筆
福島 至	宇土市三拾町	宇土市三拾町字前田349番

2 認可年月日
令和2年(2020年)12月18日

熊本県公告第774号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
垣田 吉穂	荒尾市荒尾	荒尾市荒尾字笹尾2116番1
川久保 慎吾	熊本市北区龍田	荒尾市野原字郷楽949番1
田中 敏郎	熊本市西区河内町白浜	荒尾市樺字讃岐平1462番1ほか3筆
垣田 吉穂	荒尾市荒尾	荒尾市荒尾字笹尾2119番5ほか1筆
坂田 光也	荒尾市水野	荒尾市荒尾字芋尾1820番1
荒木 昭典	玉名郡長洲町宮野	荒尾市荒尾字沖田3339番1
前田 徳幸	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字大浦1282番1ほか1筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字大浦111番1ほか1筆〕
前本 道德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1576番1 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田11番〕
前本 道德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字野添1015番ほか9筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字上牟田52番1ほか3筆〕
農事組合法人野口	玉名市岱明町野口	玉名市岱明町山下字庄司890番ほか3筆
森田 幸孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字中島1691番
農事組合法人グリーンファーム上板楠	玉名郡和水町上板楠	玉名郡和水町上板楠字畔地6番ほか19筆 〔一時利用地 玉名郡和水町上板楠字畔地71番2ほか6筆〕
農事組合法人グリーンファーム上板楠	玉名郡和水町上板楠	玉名郡和水町上板楠字薄原1220番ほか8筆
農事組合法人グリーンファーム上板楠	玉名郡和水町上板楠	玉名郡和水町上板楠字馬首910番1ほか108筆

2 認可年月日

令和2年(2020年)12月18日

熊本県公告第775号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
下田 春重	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字汐入2274番ほか2筆

永良 久美子	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字野中2006番1 ほか2筆
大澤 麗子	熊本市南区城南町坂野	熊本市南区御幸木部町字野中2046番1 ほか6筆
木村 清幸	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字源海2098番ほか8筆
木村 吉晴	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字汐入2295番1
木村 有一郎	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字野中1958番1 ほか6筆
木村 有一郎	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字源海2073番・ 2074番合併1ほか4筆
中村 宗徳	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字西源海2207番
長井 健一	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字野中2019番1
木村 雄治	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字野中2026番1 ほか1筆
屈岡 慶治	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字西源海2216番
株式会社穀菜	熊本市南区江越	熊本市南区御幸木部町字源海2122番1 ほか15筆
株式会社穀菜	熊本市南区江越	熊本市南区御幸木部町字汐入2232番2 ほか6筆
後藤 孝一	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字野中2003番1 ほか4筆
杉元 光男	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字汐入2242番ほか12筆
田嶋 亮一	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字野中2039番ほか11筆
中川 雄一	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字野中2029番ほか1筆
杉元 一樹	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字源海2120番ほか5筆
中嶋 邦浩	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字源海2072番1 ほか4筆
林田 洋一	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字西源海2183番 ほか20筆
林田 洋一	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字汐入2226番1 ほか3筆
中島 澄江	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字野中2062番ほか2筆
松村 繁輝	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字汐入2307番ほか15筆
中川 敬子	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字野中1997番1 ほか6筆
中野 正弘	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字野中2012番2 ほか7筆
中野 弘三	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字源海2146番ほか7筆
林田 一男	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字野中2030番1 ほか9筆
林田 信弘	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字源海2136番ほか4筆
林田 爲秋	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字野中2020番1 ほか3筆

林田 敏治	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字源海2139番ほか2筆
林田 勉	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字汐入2249番ほか9筆
森田 昇	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字野中2005番1ほか4筆
福田 屯	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字汐入2221番
森 令子	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字汐入2265番ほか7筆
起田 洋子	熊本市西区中原町	熊本市南区御幸木部町字源海2100番ほか1筆
甲斐 直子	宇土市網引町	熊本市南区御幸木部町字野中2041番1ほか4筆
中島 干城	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字源海2127番ほか2筆
長井 富貴子	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字源海2151番ほか2筆

2 認可年月日
令和2年(2020年)12月18日

登載依頼

熊本県教育委員会告示第20号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和2年(2020年)12月25日

熊本県教育長 古閑 陽一

- 1 競争入札に付する事項
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その1
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和3年(2021年)1月12日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年(2023年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年(2022年)10月1日から令和4年(2022年)11月30日(熊本県の休日を含め)を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第40号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県教育長 古閑 陽一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その1
- (2) 予定数量
4,983,221キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 調達期間（供給期間）
令和3年（2021年）4月1日（木）から令和4年（2022年）3月31日（木）まで
- (7) 供給場所
入札説明書による。（15施設）
- (8) 契約の種類
15施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和3年（2021年）1月12日（火）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1(4)の入札担当部局
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法

- イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
- (3) 平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日まで期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る排出係数が1キロワット時当たり0.488キログラム以下であること。
- なお、令和2年（2020年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る排出係数が1キロワット時当たり0.488キログラム以下であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
ウ 「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本の契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和3年（2021年）1月20日（水）午後5時まで
- (4) 提出先
1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）1月20日（水）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）2月9日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年（2021年）2月8日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和3年（2021年）2月9日（火）午前10時
(イ) 場所 1(4)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年（2021年）2月8日（月）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒

- の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
電話番号 096-333-2692
ファックス番号 096-383-3915
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 4,983,221kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
- (2) Date and Place for tender:
Date: February 9, 2021, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2692
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第21号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県教育長 古閑 陽一

- 1 競争入札に付する事項
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和3年（2021年）1月12日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年(2023年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年(2022年)10月1日から令和4年(2022年)11月30日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第41号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)12月25日

熊本県教育長 古閑 陽一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2
 - (2) 予定数量
4,713,213キロワット時
 - (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課(熊本県庁行政棟新館7階)
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (5) 調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2仕様書(以下「仕様書」という。)による。
 - (6) 調達期間(供給期間)
令和3年(2021年)4月1日(木)から令和4年(2022年)3月31日(木)まで
 - (7) 供給場所
入札説明書による。(19施設)
 - (8) 契約の種類
19施設毎の各単価による単価契約
 - (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
 - (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
 - (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- #### 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のア

- の受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
- 公告の日から令和3年(2021年)1月12日(火)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
- 1(4)の入札担当部局
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
- 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
- イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
- (3) 平成31年(2019年)4月1日から令和2年(2020年)3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る排出係数が1キロワット時当たり0.488キログラム以下であること。
- なお、令和2年(2020年)4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る排出係数が1キロワット時当たり0.488キログラム以下であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
- この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)
- ウ 「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)
- (2) 提出方法
- 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
- 公告の日から令和3年(2021年)1月20日(水)午後5時まで
- (4) 提出先
- 1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
- 電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
- 1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)1月20日(水)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
- 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)2月9日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
- 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年(2021年)2月8日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和3年(2021年)2月9日(火)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)2月8日(月)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号

- に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
 イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。
 熊本県教育庁教育総務局学校人事課
 電話番号 096-333-2692
 ファックス番号 096-383-3915
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Purchasing
 Electricity about 4,713,213kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
- (2) Date and Place for tender:
 Date: February 9, 2021, 10:00 a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 School Personnel Division
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8609, Japan
 Phone: 096-333-2692
- (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第22号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和2年(2020年)12月25日

熊本県教育長 古閑 陽一

- 1 競争入札に付する事項
 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定め

- る競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から令和3年(2021年)1月12日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年(2023年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年(2022年)10月1日から令和4年(2022年)11月30日(熊本県の休日)を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第42号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)12月25日

熊本県教育長 古閑 陽一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3
- (2) 予定数量
 4, 898, 598キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
 熊本県教育庁教育総務局学校人事課(熊本県庁行政棟新館7階)
 郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 調達期間(供給期間)
 令和3年(2021年)4月1日(木)から令和4年(2022年)3月31日(木)まで
- (7) 供給場所
 入札説明書による。(21施設)
- (8) 契約の種類
 21施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
 入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和3年（2021年）1月12日（火）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1(4)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。

(3) 平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る排出係数が1キロワット時当たり0.488キログラム以下であること。

なお、令和2年（2020年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る排出係数が1キロワット時当たり0.488キログラム以下であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和3年（2021年）1月20日（水）午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

- 1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)1月20日(水)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)2月9日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年(2021年)2月8日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和3年(2021年)2月9日(火)午前10時
- (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)2月8日(月)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金

- 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
- イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
電話番号 096-333-2692
ファックス番号 096-383-3915
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 4,898,598kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
- (2) Date and Place for tender:
Date: February 9, 2021, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2692
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第23号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県教育長 古閑 陽一

1 競争入札に付する事項

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その4

- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和3年（2021年）1月12日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年（2023年）3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年（2022年）10月1日から令和4年（2022年）11月30日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第43号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
令和2年（2020年）12月25日

熊本県教育長 古閑 陽一

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その4
- (2) 予定数量
4, 927, 802キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 調達期間（供給期間）
令和3年（2021年）4月1日（木）から令和4年（2022年）3月31日（木）まで
- (7) 供給場所
入札説明書による。（19施設）
- (8) 契約の種類
19施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

- (12) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格を審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要ときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和3年（2021年）1月12日（火）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1(4)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。

- (3) 平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る排出係数が1キロワット時当たり0.488キログラム以下であること。

なお、令和2年（2020年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る排出係数が1キロワット時当たり0.488キログラム以下であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

- (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、

(1) アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

(1) アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便

- に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和3年(2021年)1月20日(水)午後5時まで
- (4) 提出先
1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)1月20日(水)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)2月9日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年(2021年)2月8日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和3年(2021年)2月9日(火)午前10時
(イ) 場所 1(4)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)2月8日(月)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り

- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3) の申出期限
イ 提出場所 1(3) の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
電話番号 096-333-2692
ファックス番号 096-383-3915
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 4,927,802kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
- (2) Date and Place for tender:
Date: February 9, 2021, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2692
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第25号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
県立中学校及び特別支援学校用インターネット通信回線及びコンテンツフィルタ運用業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種（詳細業種）が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和3年（2021年）1月12日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年（2023年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年（2022年）10月1日から令和4年（2022年）11月30日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第44号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
県立中学校及び特別支援学校用インターネット通信回線及びコンテンツフィルタ運用業務
 - (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 調達役務の内容
県立中学校及び特別支援学校用インターネット通信回線及びコンテンツフィルタ運用業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (5) 調達役務の利用期間
令和3年（2021年）4月1日（木）から令和8年（2026年）1月31日（土）まで
 - (6) 回線敷設期限（納入期限）
令和3年（2021年）3月31日（水）

- (7) 納入場所
仕様書に記載のとおり。
- (8) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4（3）アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等不得使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (9) 入札金額
入札金額は、本業務に要する1月当たりの費用とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (10) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (12) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の（1）から（6）までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種（詳細業種）が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3（3）の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和3年（2021年）1月12日（火）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1（3）の入札担当部局
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合はアの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 電気通信事業法の規定に基づく登録又は届出に関する手続きを行っている電気通信事業者であること。
- (5) 提供しようとするサービスが仕様書に示す仕様に適合していること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2（2）から（5）に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2（4）の電気通信事業者であることを証明する書類
ウ 仕様確認書
エ その他確認資料（カタログ等）
- (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからエに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イからエに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1) イからエに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イからエに掲げる書類は、(3) の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからエに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和3年(2021年)1月20日(水)午後5時まで

(4) 提出先

1 (3) の入札担当部局

(5) 記入上の注意事項〔(1) ウ 仕様確認書〕

ア 「回答」欄

仕様を満たしていれば「○」、満たしていなければ「×」を記入すること。

イ 「特記事項等」欄

必要に応じて補足説明等を記入すること。なお、スペースが不足する場合は、別紙により説明書を添付すること。

ウ 「資料No.」欄

製品仕様書、カタログ等の一連番号を記入すること。

エ 「審査チェック」欄

記入しない。

オ その他

(ア) (1) ウの各項目の内容を確認できる資料として製品仕様書、カタログ等を必ず添付すること。

なお、内容の確認を行う上で必要な個所をマーカー、丸囲み等により分かりやすく表示すること。

(イ) 製品仕様書等の添付資料については、(1) ウの「資料No.」欄の番号のインデックスを付けること。

(6) 内容の確認

入札参加希望者は、契約担当者から(1) ウ及びエの書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(7) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)1月20日(水)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)2月4日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年(2021年)2月3日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和3年(2021年)2月4日(木) 午前11時

(イ) 場所 1 (3) の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)2月3日(水)(必着)までに1 (3) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3) イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3) イ(イ)の場所で開札を行うものと

する。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1月当たりの費用)にサービス使用月数(58月)を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。

熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室

電話番号 096-333-2673

ファックス番号 096-384-1509

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity

Prefectural junior high school and special support school internet communication line and content filter operation

(2) Date and place to tender

Date: February 4th, 2021, 11:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Educational Policy Division

Board of Education Prefectural Office of Kumamoto

6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto-City, Kumamoto Prefecture

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2673

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第45号

熊本県漁業調整規則の改正に伴い、令和2年(2020年)4月7日付け熊本県有明海区漁業調整委員会指示第43号を令和2年(2020年)12月25日付けをもって廃止する。

令和2年(2020年)12月25日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋本 孝

熊本県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づくその総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和2年(2020年)12月25日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 29,276

その総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 282,974

熊本県選挙管理委員会告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

その総数の3分の1の数

選挙区名

熊本市第二選挙区 61, 004

八代市・八代郡選挙区 38, 161

人吉市選挙区 8, 953

荒尾市選挙区 14, 509

水俣市選挙区 6, 846

玉名市選挙区 18, 262

天草市・天草郡選挙区 24, 526

山鹿市選挙区 14, 428

菊池市選挙区 13, 306

宇土市選挙区 10, 201

上天草市選挙区 7, 657

宇城市・下益城郡選挙区 19, 220

阿蘇市選挙区 7, 236

合志市選挙区 16, 372

玉名郡選挙区 11, 381

菊池郡選挙区 20, 506

阿蘇郡選挙区 10, 152

上益城郡選挙区 23, 514

葦北郡選挙区 6, 170

球磨郡選挙区 14, 836

その総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

選挙区名

熊本市第一選挙区 137, 017

熊本県選挙管理委員会告示第54号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた委員に係る同法による改正前の漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定による海区漁業調整委員会選挙人名簿に登録された者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年（2020年）12月25日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

熊本県有明海区 688

天草不知火海区 688